主

原判決を取消す。 被控訴人の請求を棄却する。

訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

事 実

控訴人は、主文同旨の判決を求め、被控訴人は控訴棄却の判決を求めた。 当事者双方は、原判決の事実の部に記載せられたとおり、事実上の主張、証拠の 提出、援用、認否をたし、かつ控訴人は、甲第一号証の一、二と甲第二号証の一、 二とは同一書証であつて、甲第一号証の一、二は裏書抹消前に提出されたものであ り、甲第二号証の一、二は裏書抹消後甲第二号証の三の附箋を附し、書証審号を変 更して提出したものであると述べた。

理 由

。出るがで控訴人の主張人の大きな、 で控訴人の主張する本統には、 大力で控訴人の主張は経済が生糸売頭のをといる。 は、大力で表示を表演が、 大力でを表演が、大力で表示を表演が、 大力で表示を表演が、大力で表示。 大力で表示を表演が、大力で表示。 大力で表示を表演が、大力で表示。 大力で表示を表示。 大力で表示を表示。 大力で表示。 大力に表示。 大力

び生糸を譲渡することを目的とした、即ち公の秩序に反する事項を目的とした無効 の法律行為なることは明かであつて、当時控訴人は被控訴人に対し右売買代金支払 の義務はなかつたのである。

ところが被控訴人は、右売買代金残額支払のため本件手形を振出した当時には既 に右統制法令は廃止されていたのであるから、控訴人被控訴人間の本件手形の振出 及び交付により、当事者双方は右売買の無効なことを知つて追認したものというべ 従つて本件手形は有効な売買の代金支払のために振出された有効のものであく要 旨〉ると主張しているので、進んで、この点について判断する。前掲上繭集荷割当規 則及び玉繭、屑繭、副蚕糸及</要旨>び真綿統制規則はともに昭和二十四年農林省令 第四十三号で同年五月二十七日に廃止せられそれにより繭に関する配給統制が撤廃 され、また昭和二十四年農林、通商産業省令第二号で、同年七月一日から生糸が指 定生産資材から削除せられ、生糸に関する配給統制が撤廃されたのであるから、そ の後に前掲本件当事者間の各売買契約が締結されたとすれば、勿論それに有効であ り、従つて新たに契約を締結しなくても、当事者が前になした売買の無効なことを知つて追認すれば民法第百十九条但書の規定により、そのときに新たな売買契約を なしたものとみなされてよさそうに一応考えられぬでもない。然したがら本件の場合は、売買が無効である当時すでにその目的物の引渡を了しその代金も過半は支払 済であり、当事者は売買契約をたした目的を大半達しているのであつて、残代金の - 部支払義務の存在を合法化するため、過去において公序良俗に反し無効であつた 売買を、追認によつてそのときに新たに有効な売買が成立したと看做そうとするの は、国家が当時当該物資の需給を統制してその違反行為を無効とし、私法上の保護を与えなかつた趣旨からみて、今更私権保護に値しないもの、云いかえれば、かかる場合には追認によつても新たに有効な売買が成立したと看做すことはできないも のと解するのが相当である。しかのみならず本件一切の証拠によつても控訴人並び に被控訴人が本件手形の振出にあたつて前記認定の売買契約が前記統制法規違反の 故に無効であることを知りながら、これを追認したものと認めることができる資料 はない。むしろ原審における控訴人(被告)本人尋問の結果によれば、控訴人は、 前記認定の売買契約が無効であるとは考えずに、右売買契約上の債務を履行するた めに本件手形を振出したものと認められるのであるから被控訴人の再抗弁はこれを 採用することができない。

然らば、 本件手形は、前段説示のように公の秩序に反する事項を目的とする、 効な売買契約に基く代金の残額一部支払のために振出されたもので、結局本件手形 の原因となる控訴人の債務は存在しないものであり控訴人は被控訴人に対しては本 件手形上の債務を履行する責なきものというべきである。従つて、控訴人に対し本 件手形金の支払を求める被控訴人の請求を認容した原審判決は失当であるから、 れを取消し、被控訴人の請求を棄却すべく、訴訟費用の負担につき民事訴訟法第八十九条第九十六条を適用し、主文のとおり判決する。 (裁判長判事 斎藤直一 判事 山口嘉夫 判事 猪俣幸一)